

〔届出様式1〕

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

〇〇〇〇〇事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

〇〇〇〇〇事業の運賃及び料金を設定（変更）したいので、海上運送法第〇条第〇項及び同法施行規則第〇条の規定に基づき、届出します。

記

1. 住所及び氏名

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

2. 当該運賃及び料金を適用しようとする航路

〇〇～〇〇 航路 （九州第〇〇〇〇号）

3. 当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別添のとおり（変更の場合は新旧対照表）

4. 変更予定期日（変更の場合：届出日から7日を経過した日の翌日以降の日付）

令和 年 月 日

〇〇～〇〇航路運賃表（単位：円）

1. 旅客運賃

港名 1	港名 2	等 級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特 等		
		運賃上限		
		一 等		
		運賃上限		
		二 等		
	キロ程			
	港名 3	等 級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特 等		
		運賃上限		
		一 等		
		運賃上限		
		二 等		
キロ程				
港名 4	等 級	変更前	変更後	
	運賃上限			
	特 等			
	運賃上限			
	一 等			
	運賃上限			
	二 等			
キロ程				
港名 2	港名 3	等 級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特 等		
		運賃上限		
		一 等		
		運賃上限		
		二 等		
	キロ程			
	港名 4	等 級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特 等		
		運賃上限		
		一 等		
		運賃上限		
		二 等		
キロ程				
港名 3	港名 4	等 級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特 等		
		運賃上限		
		一 等		
		運賃上限		
		二 等		
キロ程				

- (注) 1. 設定の場合、「変更後」を設定と読み替え、「変更前」欄は空欄とする。他の運賃の種類についても同様とする。
 2. 指定区間がある場合は、設定している等級の種類ごとに運賃の上限額を記入する。他の運賃の種類についても同様とする。

3. 等級の呼称を別に設定している場合は、二等運賃を基準として相当する等級の種類ごとに記入する。なお、各等級ごとに複数の運賃を設定している場合についても、同様に記入する。

2. 手荷物運賃

港名 1	港名 2	種類	変更前	変更後	
		受託手荷物			
		運賃上限			
		自転車、小児用の車その他軽車両			
		運賃上限			
		原動機付自転車			
		運賃上限			
	港名 3	港名 3	種類	変更前	変更後
			受託手荷物		
			運賃上限		
			自転車、小児用の車その他軽車両		
			運賃上限		
			原動機付自転車		
			運賃上限		
	港名 4	港名 4	種類	変更前	変更後
			受託手荷物		
			運賃上限		
			自転車、小児用の車その他軽車両		
運賃上限					
原動機付自転車					
運賃上限					
港名 2	港名 3	種類	変更前	変更後	
		受託手荷物			
		運賃上限			
		自転車、小児用の車その他軽車両			
		運賃上限			
		原動機付自転車			
		運賃上限			
	港名 4	港名 4	種類	変更前	変更後
			受託手荷物		
			運賃上限		
			自転車、小児用の車その他軽車両		
			運賃上限		
			原動機付自転車		
			運賃上限		
港名 3	港名 4	種類	変更前	変更後	
		受託手荷物			
		運賃上限			
		自転車、小児用の車その他軽車両			
		運賃上限			
		原動機付自転車			
		運賃上限			

(注) 二輪自動車を総排気量で分けて設定していない場合は、「二輪自動車」として記入する。

3. 小荷物運賃

港名 1	港名 2	種 類	変 更 前	変 更 後	
		1 0 kg以下			
		1 0 kgを越え 2 0 kg以下			
	港名 3	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg以下		
			1 0 kgを越え 2 0 kg以下		
	港名 4	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg以下		
			1 0 kgを越え 2 0 kg以下		
	港名 2	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg以下		
			1 0 kgを越え 2 0 kg以下		
港名 4		港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			2 0 kgを越え 3 0 kg以下		
			1 0 kg以下		
			1 0 kgを越え 2 0 kg以下		
			2 0 kgを越え 3 0 kg以下		
			2 0 kgを越え 3 0 kg以下		
港名 3	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後	
		1 0 kg以下			
		1 0 kgを越え 2 0 kg以下			
		2 0 kgを越え 3 0 kg以下			

4. 自動車航送運賃
 (1) 貨物自動車等航送運賃

港名 1	港名 2	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
		運賃上限			
		6 m以上 7 m未満			
		運賃上限			
		7 m以上 8 m未満			
		運賃上限			
		8 以上 9 m未満			
		運賃上限			
		9 m以上 10 m未満			
		運賃上限			
	10 m以上 11 m未満				
	運賃上限				
	11 以上 12 m未満				
	運賃上限				
	1 m増すごとに(加算額)				
	港名 3	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後
			運賃上限		
			3 m未満		
			運賃上限		
			3 m以上 4 m未満		
			運賃上限		
			4 m以上 5 m未満		
			運賃上限		
			5 以上 6 m未満		
			運賃上限		
			6 m以上 7 m未満		
			運賃上限		
			7 m以上 8 m未満		
			運賃上限		
			8 以上 9 m未満		
			運賃上限		
			9 m以上 10 m未満		
			運賃上限		
	10 m以上 11 m未満				
	運賃上限				
	11 以上 12 m未満				
	運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)					
港名 4	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
		運賃上限			
		6 m以上 7 m未満			
		運賃上限			
		7 m以上 8 m未満			
		運賃上限			
		8 以上 9 m未満			
		運賃上限			
		9 m以上 10 m未満			
		運賃上限			
10 m以上 11 m未満					
運賃上限					
11 以上 12 m未満					
運賃上限					

		1 m増すごとに(加算額)		
--	--	---------------	--	--

港名 2	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
		運賃上限			
		6 m以上 7 m未満			
		運賃上限			
		7 m以上 8 m未満			
		運賃上限			
		8 以上 9 m未満			
		運賃上限			
		9 m以上 10 m未満			
		運賃上限			
	10 m以上 11 m未満				
	運賃上限				
	11 以上 12 m未満				
	運賃上限				
	1 m増すごとに(加算額)				
	港名 4	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後
			運賃上限		
			3 m未満		
			運賃上限		
			3 m以上 4 m未満		
			運賃上限		
			4 m以上 5 m未満		
			運賃上限		
			5 以上 6 m未満		
			運賃上限		
			6 m以上 7 m未満		
運賃上限					
7 m以上 8 m未満					
運賃上限					
8 以上 9 m未満					
運賃上限					
9 m以上 10 m未満					
運賃上限					
10 m以上 11 m未満					
運賃上限					
11 以上 12 m未満					
運賃上限					
1 m増すごとに(加算額)					
港名 3	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
		運賃上限			
		6 m以上 7 m未満			
		運賃上限			
		7 m以上 8 m未満			
		運賃上限			
		8 以上 9 m未満			
		運賃上限			
9 m以上 10 m未満					
運賃上限					
10 m以上 11 m未満					
運賃上限					
11 以上 12 m未満					
運賃上限					
1 m増すごとに(加算額)					

(注) 「貨物自動車等航送運賃」と「乗用自動車航送運賃」を分けて設定していない場合は、「自動車航送運賃」として記入する。

(2) 乗用自動車航送運賃

港名 1	港名 2	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
	運賃上限				
	1 m増すごとに(加算額)				
	港名 3	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後
			運賃上限		
			3 m未満		
			運賃上限		
			3 m以上 4 m未満		
			運賃上限		
			4 m以上 5 m未満		
運賃上限					
5 以上 6 m未満					
運賃上限					
1 m増すごとに(加算額)					
港名 4	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
運賃上限					
1 m増すごとに(加算額)					
港名 2	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
	運賃上限				
	1 m増すごとに(加算額)				
	港名 4	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後
			運賃上限		
			3 m未満		
			運賃上限		
			3 m以上 4 m未満		
			運賃上限		
			4 m以上 5 m未満		
運賃上限					
5 以上 6 m未満					
運賃上限					
1 m増すごとに(加算額)					
港名 3	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3 m未満			
		運賃上限			
		3 m以上 4 m未満			
		運賃上限			
		4 m以上 5 m未満			
		運賃上限			
		5 以上 6 m未満			
運賃上限					
1 m増すごとに(加算額)					

5. 料金表

港名 1	港名 2	種 類	変 更 前	変 更 後	
		特別急行料金			
		急 行 料 金			
		特別船室料金			
		座席指定料金			
		寝 台 料 金			
	港名 3	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後
			特別急行料金		
			急 行 料 金		
			特別船室料金		
			座席指定料金		
			寝 台 料 金		
	港名 4	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			特別急行料金		
			急 行 料 金		
			特別船室料金		
			座席指定料金		
			寝 台 料 金		
港名 2	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後	
		特別急行料金			
		急 行 料 金			
		特別船室料金			
		座席指定料金			
		寝 台 料 金			
	港名 4	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			特別急行料金		
			急 行 料 金		
			特別船室料金		
			座席指定料金		
			寝 台 料 金		
港名 3	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後	
		特別急行料金			
		急 行 料 金			
		特別船室料金			
		座席指定料金			
		寝 台 料 金			
		船室貸切料金			

(注) 設定している料金をすべて記入すること。